

答申第98号
(諮問第117号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年7月23日付けで行った個人情報一部開示決定処分については、勤務評定書の「評価コメント記入欄」及び「被評定者の将来性、昇任、勤務替等についての意見」の部分を除き、開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成27年7月15日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ・平成〇〇年度の勤務評定書のうち、私に関する情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書として「勤務評定書（課長級（所属長除く）以下用）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定を行い、平成27年7月23日付けで異議申立人に通知した。

(不開示理由)

条例第15条第3号該当

(当該文書中の評価欄、評価コメント記入欄、総合評価欄、被評定者の将来性、昇任、勤務替等についての意見欄には、あなたの勤務成績に関する記録等が記載されており、これを開示することにより、将来の同種の事務において、被評定者から非難、反発等が生ずることを懸念して、評定者が適切な評定が行えなくなるなど、評定制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるため。)

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年7月27日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

趣旨から平成26年に地方公務員法（昭和25年法律第261号）等が一部改正され、これを受けて実施機関において、従来の勤務評定に替わる新制度として業績評価と能力評価で構成する新たな人事評価制度（以下「新人事評価制度」という。）が平成28年度から本格的に導入された。

この新人事評価制度は、人事評価に対する公平性と客観性を確保し、職員の納得性を高めるため、複数の者が評価を行う「複数評価者制度」を採用し、「一次評価者（被評価者である職員に対して業務面で実質的な指導を行う立場にある身近な上司）」及び「最終評価者（被評価者となる職員の職務遂行状況について指揮監督する立場にある上司）」が評価を行うこととなっている。また、人事評価制度に対する透明性・納得性の確保を目指すことを目的に最終評価者による評価結果の開示（フィードバック）が行われることとなった。ただし、一次評価者の評価結果については、身近な立場の上司として、特に率直な評価を求めていることから、その内容が開示されると関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため不開示とされている。

新人事評価制度は従来の勤務評価制度とは別のものであるとも考えられるが、新人事評価制度における能力評価の様式等を確認したところ、評価項目の個別の評価内容に違いが見られるものの職務やサービスの状況を段階方式で評価する点においては共通しており、評価情報として同種の性質を有していると考えられる。

さらに、能力評価が従来の勤務評定に替わり地方公務員法第40条に基づく勤務成績の評定として導入されたことからすれば、能力評価と従来の勤務評定は人事評価制度上の位置付けにおいても共通しているものと解される。

また、実施機関が「開示を前提とした勤務成績を評定し活用するための制度上の条件整備」を自ら進めている状況にもかかわらず、従前と同様の開示支障性を理由として不開示を継続することは、個人情報保護制度の趣旨からして疑問があると言わざるを得ない。

- (4) 勤務評定は、評定者が評定するに当たり、いかに客観的に評価しようとしても主観的要素を排除することは困難であり、評価者と被評価者の見解の相違により両者の間には感情的な対立が生じる等のトラブルが発生する可能性は一般的に否定できるものではない。

本件対象公文書を見分したところ、勤務評定書は不開示が前提であったことから「評価コメント記入欄」及び「被評定者の将来性、昇任、勤務替等についての意見」は、評価の記述が具体的かつ直接的であり、異議申立人との見解の相違に基づくトラブルが生じることは容易に想像できる。また、不開示という当初の前提を覆すことは、開示されないことで率直な評価を行った評価者の勤務評定制度に対する信頼を損ねるものでもある。

したがって「評価コメント記入欄」及び「被評定者の将来性、昇任、勤務替等についての意見」の部分は条例第15条第3号の開示支障性を否定できない。

なお、上記の開示支障性についての考え方は評価者又は被評価者が既に退職している場合においても同様である。

他方「項目別評定欄」及び「総合評定結果」については、あくまで段階評価としての結論であり、不開示としなければ評価者と被評価者とのトラブルの発生が防止できなくなってしまうという蓋然性があるとまでは認められない。

よって、条例第15条第3号に規定する将来の同種の事務の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

- (5) 最後に、異議申立人は、勤務評定の記録などについては、異議申立人へ口頭で伝えられており、既に知り得ている情報であると主張するが、勤務評定実施要領（平成〇〇年度版）の7. 勤務評定結果の開示の項に「総合評定結果を開示する」とあり、評価コメント欄を開示するとされてはいないことから、評価者が評価コメント記入欄に記載された内容をそのまま伝えるとは考えにくく、仮に、勤務評定の不開示情報が伝えられていたとしても、このことは個別的な事例にとどまるものであると考えられる。したがって、評価コメント記入欄に記載された内容は開示請求者が慣行として知り得る情報とは言えず、当該不開示情報は条例第15条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

3 結論

以上のことから、勤務評定書の「評価コメント記入欄」及び「被評定者の将来性、昇任、勤務替等についての意見」を除く勤務評定結果を開示したとしても、勤務評定事務等の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、条例第15条第3号該当性は否定される。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月12日	諮 問
平成28年 2月24日	事案審議（平成27年度第11回審査会）
平成28年 4月27日	事案審議（平成28年度第 1回審査会）
平成28年 6月29日	事案審議（平成28年度第 3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県信用保証協会常勤理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長	
芥 川 美 佐 子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭 一 郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹 内 敏 夫	元大分市植田支所支所長補佐	